

住宅リフォーム（一般・子育て・三世帯同居）宮クーポン事業 令和6年度 募集・申請要項

1. 住宅リフォーム（一般・子育て・三世帯同居）宮クーポン事業の募集要件

一 般	子 育 て	三 世 帯 同 居	募 集 要 件
●	●	●	(1) 申請者が、 <u>富士宮市内に所有(同居の家族含む)かつ居住(転居予定を含む)している住宅の工事</u> であること。
●	●	●	(2) 申請者本人は、 <u>完了報告時点でリフォームする住所に住民登録があり、市税の滞納がない</u> こと。また、同一世帯による重複申請でないこと。
●	●	●	(3) <u>過去にこの事業によるクーポン券の交付を受けたことのない住宅</u> を対象としたリフォームであること。 ※三世帯同居リフォームのみ、過去1回に限り交付を受けた住宅も対象
●	●	●	(4) 住宅機能の維持及び向上のために行う <u>30万円以上(消費税及び地方消費税含む)の改築、改装工事</u> でかつ令和6年4月1日(月)以降に着工し、同年11月29日(金)迄に工事が完了すること。 ※ 対象となるリフォーム工事は別表1を参照。
●	●	●	(5) <u>元請施工業者が、富士宮市内に本社(店)登記がある法人、又は同市に納税申告している個人の住宅関連施工業者</u> であること ※ 施工業者が出先、営業店等の場合は対象外
●	●	●	(6) 必要な要件を一つでも満たさなかった場合、宮クーポンの交付が取消または返還になることに同意すること。
●	●	●	(7) 当該工事に <u>富士宮市が行う他の補助制度</u> を利用した場合、 <u>重複部分は補助の対象とならない</u> ことに同意すること。
×	●	×	(8) 申請者本人の同一世帯に未就学児童(平成30年4月2日(月)以降に生まれた児童)がいる者または妊婦がいる者。
×	×	●	(9) 住宅リフォーム事業において、親と子と孫を基本とする三世帯が新たに同居(二世帯住宅、敷地内同居可)するためのリフォームであること。 ※住民票の異動をもって同居開始日と判断し、かつ過去1年以内に同一世帯員による同居の実績がないこと。(住民票異動のない引越は対象外)
×	×	●	(10) 三世帯同居開始後、6ヶ月以上同居の状態が続くこと。

※ 予算を有効に使う為に、申請は工事の施工を確実にを行う方のみとしてください。

2. 宮クーポン券の交付金額について

申請区分	対象となるリフォームの工事金額	交付金額
一般	住宅リフォーム工事金額30万円以上（消費税込）	10万円
子育て		15万円
三世帯同居		20万円

【注意事項】

- 1) 子育て及び三世帯同居で応募する場合は、それぞれの追加の必須募集要件（1ページ参照）を満たす必要があります。
- 2) 子育てと三世帯同居を同一工事で組み合わせることはできません。
- 3) 申請終了後に、一般申請から子育て・三世帯同居申請への区分変更はできませんので、十分確認した上で申請をお願いします。
- 4) 完了報告の際に、子育て・三世帯同居申請の要件を満たしていないことが確認できた場合、一般申請として取扱が変更（交付金額が減額）となることがあります。

3. 住宅リフォーム工事の申請手続について

(1) 申請書配布場所・配布方法

配布場所	配布方法
富士宮商工会議所 (富士宮市豊町18-5)	☆窓口配布 ☆当所ホームページよりダウンロードサイトへリンク (富士宮市のページへリンク)
芝川商工会 (富士宮市長貫1131-6)	窓口配布のみ

(2) 申請書受付期間と申請書提出先

①申請書受付期間

申請区分	窓口受付期間	郵送受付期間
一般枠	令和6年4月17日(水) ～同年6月14日(金)	令和6年4月1日(月) ～同年6月14日(金) ※郵送申請の受付は、受付期間内又は予算 枠終了日の消印有効
子育て枠	令和6年4月15日(月) ～同年6月14日(金)	
三世帯同居枠	※一般枠に先行して受付開始	

【注意事項】

- 1) 郵送申請は、簡易書留等の受取確認のある方法で送付ください。
- 2) 郵送申請は、期間超過又は予算枠終了日後の到着分は原則受け付けできません。
- 3) 窓口受付開始以前の郵送受付分は、原則窓口初日受付扱いとなります。
- 4) 窓口での受付は土日祝日除く、平日の9:00～16:30迄となります。
- 5) 郵送・窓口受付に関係なく、書類不備があるものは受付できません。ご注意ください。

②申請書提出先 ※最終8ページを参照

③その他申請に関する注意事項

- 1) 申請受付の交付予定金額が、予算額4,260万円に達する前日までの受付分は、書類不備や申請内容に虚偽が確認されない限り、交付決定分の受付となります。
- 2) 申請受付の交付予定金額が予算額の4,260万円に達した場合、到達日の受付分（郵送の場合は消印有効）は抽選となり、以降の申請は原則落選となります。
- 3) 申請受付の確定及び抽選結果は、受付終了日又は予算枠到達日より約2週間後に、郵送にて申請者に通知いたします。

(3) 申請時の提出書類

一般	子育て	三世代同居	提出書類
●	●	●	①事業申請書
●	●	●	②リフォーム工事の見積書【写し可、返却不可】 ※見積書の宛名は申請者の氏名(フルネーム)のものに限る ※業者押印必須、関連工事含めた全ての工事が確認できるもの
●	●	●	③リフォーム工事施工前の現場の写真 ※裏面に申請者の氏名と住所を記載すること
×	●	●	④家族構成確認書
×	●	×	⑤子どもの年齢が確認できる書類 ※申請者と同一世帯の家族全員が記載された住民票謄本 ※妊婦の場合は、母子手帳の写しを追加提出すること

(4) 申請受付確定後の手続き ※詳細は3～4ページの『完了手続き』の項目を参照

申請したリフォーム工事が終了しましたら、郵送された『完了報告書兼宮クーポン交付請求書』に必要な事項及び必要書類を添付し、当所まで簡易書留郵送又は窓口提出してください。

⇒ 完了報告書類の提出及び不備がない申請者には、8月1日(木)以降に随時宮クーポン券が送付となります。

4. 住宅リフォーム工事の完了手続きについて

(1) 完了報告書の配布方法及び提出場所

①完了報告書配布方法

申請受付が確定(交付決定)した方には、6月下旬より随時『完了報告書兼宮クーポン交付請求書』を郵送いたします。(ホームページからのダウンロードはできません)

②完了報告書提出先 ※申請書提出先と同じ、最終8ページを参照

(2) 完了報告書提出期間

提出期間
【全申請区分共通】令和6年7月1日(月)～同年11月29日(金)
<p>【注意事項】</p> <p>1) 郵送提出は、簡易書留等の受取確認のある方法で送付ください。</p> <p>2) <u>郵送提出の受理は期間内の消印まで有効</u>です。期間を超過した窓口提出や消印のものは受理できません。</p> <p>3) 窓口での提出は<u>土日祝日除く、平日の9:00～16:30迄</u>となります。</p> <p>4) 郵送・窓口提出に関係なく、書類不備があるものは受付できません。ご注意ください。</p> <p>5) 台風等の天災並びに入院を伴う病気・ケガにより、<u>完了報告の提出が期限内にできない場合に限り、最長2週間提出期限を延長いたしますので、11月29日(金)までに事務局宛にご連絡</u>をお願いします。(申請者の代理の方でも結構です)</p>

(3) 完了報告の提出書類

一般	子育て	三世代同居	提出書類
●	●	●	①完了報書兼宮クーポン交付請求書 ※交付決定後の6月下旬よりに郵送予定
●	●	●	②市税完納証明書 ※市役所収納課(富士宮市役所1階)にて7月1日(月)以降に発行されたもの ※転居が伴うリフォームは、転居後の住所が記載されたもの
●	●	●	③対象工事代金の領収証【写し可、返却不可】 ※領収証の宛名は申請者の氏名(フルネーム)のものに限る ※業者押印必須、関連工事含めた全ての工事が確認できるもの
●	●	●	④対象工事の工事完了写真(30万円以上の工事が確認できるもの) ※裏面に申請者の氏名と住所を記載すること ※施工前と同じ場所で工事完了後撮影のものに限る
●	●	●	⑤利用者アンケート(1枚) ※紙面又はQRコードよりインターネットからの回答も可
※	※	※	⑥【増築の場合のみ】建築基準法に基づく検査済証の写し
×	※	×	⑦【他市より転居の場合のみ】転居後の住所が確認できる住民票謄本
×	×	●	⑧三世代同居が確認できる住民票謄本 ※三世代同居が確認できる同一世帯の家族全員が記載の住民票謄本 ※三世代同居開始6ヶ月経過後、住民票謄本の再提出を依頼する場合は有

《申請の取消・キャンセルについて》

本事業の申請をキャンセルする場合は、令和6年10月31日(木)までに事務局(富士宮商工会議所)まで連絡いただき、「取消届出書」の提出をお願いします。

特段の事情がないキャンセルは、本事業が翌年度も継続された場合、キャンセルした翌年度の申請はできませんのでご注意ください。

5. 宮クーポン券の交付及び利用について

(1) 宮クーポン券の交付

本クーポン券の交付は、完了報告書類提出後の書類審査で不備がない申請者に対して、8月1日(木)以降随時申請書記載のご住所へ書留にて郵送いたします。

(2) 宮クーポン券の利用期間及び利用上の注意事項

利用期間
令和6年8月1日(木)～令和7年1月31日(金)【令和7年2月1日(土)以降は利用不可】 ※利用期間を過ぎた本クーポン券は、法令の定めに従い商品券として利用できなくなります。
【注意事項】 1) 本クーポン券には通し番号が入っています。ご利用に際しては、番号部分を破ったり、番号が確認できない状態となるような利用をしないでください。 2) 本クーポン券はお釣りが出ません。 3) 本クーポン券は、両替・交換・譲渡・売買のほか、有価証券、前払式支払手段(切手・ギフト券・図書券・商品券・電子マネー等)には利用できません。 4) たばこ・宝くじの購入、税金、公共料金、当該工事代金の支払いには利用できません。 5) 二次利用及び業者間の決済手段としての使用はできません。 6) 本クーポン券は別に定める小売店舗等で利用できます。なお、交付されるクーポン券の半分の額は大型店舗でも利用可能です。

【別表1】 住宅リフォーム(一般・子育て・三世同居)宮クーポン事業 交付対象工事一覧

工事番号	工事の目的	工事例
1	住宅の長寿命化目的 (壁、屋根、畳、ふすま、障子、 タイル、建具等の改修等)	<p>《対象となる工事例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ユニットバス・台所(システムキッチン含む)改修工事 ● トイレ・洗面台改修工事、ペーパーホルダー設置 ● 畳の取替え、表替え ● 畳からフローリングへの改修工事 ● 壁紙等貼替工事、壁塗装工事 ● ドア・窓等の改修工事 ● 網戸交換・網の張替え ● 外壁や軒天の塗装工事・防水工事・改修工事 ● 屋根への雪止設置工事 ● 雨どい改修工事 ● 白あり駆除 <p>《対象外の工事例》</p> <ul style="list-style-type: none"> × ガス台設置のみ
2	CO2 排出量削減目的 (高気密・高断熱への改修工事等)	<p>《対象となる工事例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 断熱材の施工、断熱サッシの取付工事 ● エコキュート、エコジョーズ設置工事 <p>(上記工事には、必ず配線・配管工事を伴うものに限る)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 太陽光発電システム設置工事 <p>《対象外の工事例》</p> <ul style="list-style-type: none"> × カーテン設置・カーペット敷設 × その他省エネ対応電化製品購入
3	生活への支援改善目的 (バリアフリー改修工事等)	<p>《対象となる工事例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 段差解消工事 ● 引戸への改修工事 ● トイレ・浴室・廊下・玄関への手すり設置工事 ● 間取り変更に伴う壁等の設置工事 ● 和便器から洋便器への改修工事 ● カウンター・棚・収納等の設置工事 ● ホーム用エレベータ設置工事 ● 換気扇・換気空清機ロスナイ設置工事

【別表1】 住宅リフォーム(一般・子育て・三世同居)宮クーポン事業 交付対象工事一覧 (続き)

工事番号	工事の目的	工事例								
4	水洗化目的 (下水道、合併浄化槽接続工事等)	<p>《対象となる工事例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 浄化槽から下水道への切替工事 ● 単独浄化槽から合併浄化槽への切替工事 								
5	災害対策目的 (耐震改修工事等)	<p>《対象となる工事例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 耐力壁・筋交い設置工事 ● シェルター設置工事 ● 屋根の葺替工事 ● 基礎補強工事 ● 住宅用火災警報器設置工事 (配線含む) <p>《対象外の工事例》</p> <ul style="list-style-type: none"> × 消火器設置 × 住宅用火災警報器設置 (器具設置のみ) 								
6	その他 (設備の設置を目的とした工事で 工事費用が30万円以上のもの)	<p>《対象となる工事例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● エアコン設置工事 ● ガス給湯器設置工事 ● 灯油ボイラー設置工事 ● ガス暖房器具設置工事 ● シーリングファン設置工事 ● 照明器具設置工事 ● スイッチ・コンセント設置工事 ● その他電気配線工事 ● ウッドデッキ設置工事 (住宅と一体となっているもののみ) <p>《対象外の工事例》</p> <ul style="list-style-type: none"> × 兼用住宅の内、住宅以外の部分の改修工事 (共用部除く) × 庫裡などの非課税物件 <table border="1" data-bbox="643 1727 1493 1951"> <tr> <td data-bbox="643 1727 707 1792">外</td> <td data-bbox="707 1727 1493 1792">× 車庫・カーポート、住宅と別棟の物置の設置工事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="643 1792 707 1856">構</td> <td data-bbox="707 1792 1493 1856">× 門・塀ほか外構工事やパーゴラ設置工事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="643 1856 707 1921">工</td> <td data-bbox="707 1856 1493 1921">× 防犯装置 (監視カメラ・防犯ライト等) 設置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="643 1921 707 1951">事</td> <td data-bbox="707 1921 1493 1951">× 家庭用防犯システムの設置</td> </tr> </table>	外	× 車庫・カーポート、住宅と別棟の物置の設置工事	構	× 門・塀ほか外構工事やパーゴラ設置工事	工	× 防犯装置 (監視カメラ・防犯ライト等) 設置	事	× 家庭用防犯システムの設置
外	× 車庫・カーポート、住宅と別棟の物置の設置工事									
構	× 門・塀ほか外構工事やパーゴラ設置工事									
工	× 防犯装置 (監視カメラ・防犯ライト等) 設置									
事	× 家庭用防犯システムの設置									

★申請書及び完了報告書提出先及び本事業の問合せ先

富士宮商工会議所「住宅リフォーム宮クーポン事業係」 (担当：鈴木、佐々木)

〒 418-0068 富士宮市豊町 18-5

電 話：0544-26-3101

受付時間：平日9：00～16：30 (土日祝日及び平日12～13時除く)

※ 申請・報告書の提出は、受付期間内 (申請は2 ページ、報告書は3～4 ページ参照) であれば、当所窓口への直接提出又は簡易書留での郵送 (消印有効) でもご提出可能です。

※ 申請書並びに完了報告書を郵送される場合は、受付期間内の消印は有効となります。

※ 窓口・郵送共に提出期間を超過したものは無効となり、宮クーポン券の交付が出来なくなるのでご注意ください。

